16. 待機児童ゼロ作戦の推進について

雇児発第 1017001 号
平成１４年１０月１７日

都道府県知事
各　指定都市市長　殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

待機児童ゼロ作戦の推進について

保育行政に関しては、都市部を中心に待機児童解消や多様な保育需要への対応など、地域の実情に応じて種々御尽力いただいているところである。

近年、各地方公共団体の取組により保育所利用児童数は増加しているものの、保育需要の更なる高まりにより、都市部を中心に多くの待機児童が生じており、待機児童の解消を目指すことが緊急の課題となっている。

国としては「仕事と子育ての両立支援策の方針について（平成１３年７月６日閣議決定）」、「構造改革と経済財政の中期展望（平成１４年１月２５日閣議決定）」、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００２（平成１４年６月２５日閣議決定）」等に基づき、待機児童ゼロ作戦を進めてきたところである。さらに、厚生労働省としては、本年５月の総理指示を受け、少子化の流れを変えるため、従来の取組に加え、もう一段の少子化対策である「少子化対策プラスワン」を本年９月に取りまとめたところである。この「少子化対策プラスワン」では、「待機児童ゼロ作戦」等を推進することとされているところである。

ついては、各地方公共団体におかれては、待機児童解消のための保育サービス量の拡大に向けた一層の取組を進める観点から、下記の点を踏まえた対応を進め、地域において必要とされる保育サービス量の確保が図られるよう特段の配慮をお願いしたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言である。

記

1　保育所整備計画等の策定

待機児童の解消のためには、国、地方公共団体双方における取組が必要である。保育サービス量の拡大については、各地方公共団体において、保育所整備計画等に基づき、計画的な推進が図られているところであるが、保育需要の一層の高まりを受け、保育所の受入れ児童数の増大を図る観点から、これらの計画の策定、見直しを積極的に行うとともに、一層の取組の強化に努められたい。

特に待機児童が多い地方公共団体に対しては、待機児童解消に向けた取組等の調査及びヒアリングを平成１０年度から実施している。本調査においては、待機児童解消計画状況調査として、保育所の整備計画、待機児童解消に向けた計画等について聴取してきたところである。

今後、待機児童のいる地方公共団体においては、潜在を含めた待機児童の解消に向けた計画の策定、見直しを積極的に行うこととされたい。

2　予算措置及び規制緩和措置の活用等

厚生労働省においては、平成１３年度補正予算及び平成１４年度予算において、待機児童ゼロ作戦を推進するための新規施策等を盛り込んだ予算を確保するとともに、多様な保育需要に応じ、機動的かつ柔軟に保育サービスが供給できるようこれまで各般の規制緩和を実施してきたところである。

具体的には、地域資源を活用し、広く住民が利用しやすい保育サービス提供施設の設置促進を図るため、駅前保育サービス提供施設等設置促進事業等の新規事業を創設するとともに、延長保育、一時保育、休日保育等の各種特別保育事業の充実を図っているところである。

また、保育所設置主体制限の撤廃など規制緩和を行うとともに、公的施設を活用した保育所の設置を促進するため、公設民営及び公立学校の余裕教室の活用等を推進しているところである。

加えて、保育所分園の定員規制等の緩和、保育士定数に占める短時間勤務

保育士の割合の緩和等の規制緩和措置を実施することにより、児童の入所の円滑化を図り、待機児童の解消に資することとしているところである。

各地方公共団体におかれては、これらの予算措置及び規制緩和措置を活用するとともに、各種特別保育事業、自治体における様々な単独施策等利用可能なあらゆる施策を活用した対応を進め、地域において必要とされる保育サービス量の確保を図ることにより、待機児童ゼロ作戦の計画年度である平成１６年度までの間に所期の目的が達成されるよう、計画的かつ積極的に取り組まれたい。

なお、待機児童ゼロ作戦に関連して、関係各省庁においても各種の施策が講じられている。都道府県、市町村の民生主管部局においても、教育委員会等関係部局との連携を密にして対処されたい。

参考資料１　仕事と子育ての両立支援策の方針について
　　　　　　平成１３年7月６日　閣議決定
参考資料２　構造改革と経済財政の中期展望
　　　　　　平成１４年1月２５日　閣議決定
参考資料３　経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００２
　　　　　　平成１４年6月２５日　閣議決定
参考資料４　少子化対策プラスワン

雇児保第 1017001 号
平成１４年１０月１７日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

待機児童ゼロ作戦の推進方策について

待機児童ゼロ作戦の推進については、平成１４年１０月１７日雇児発第 1017001 号により通知したところであるが、待機児童ゼロ作戦に関連する主な規制緩和措置、予算措置及び留意事項を「待機児童ゼロ作戦の推進のための方策について」として別紙のとおり取りまとめ、併せて平成１５年度概算要求等について参考資料として添付したので、保育サービス提供の拡大のための検討に際して参考にされるとともに、管下市町村、保育関係者等に周知されたい。

この通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言である。

（別紙）

待機児童ゼロ作戦の推進のための方策について

1　設置主体制限の撤廃等について

平成１２年３月より保育所設置主体制限の撤廃、不動産の貸与を受けて設置する場合の要件緩和等各種の規制緩和を行ったところであり、各地方公共団体においては、これにより認可外保育施設の認可保育所への移行等が進んでいるところである。

各都道府県等においては、保育サービスに対する需要を踏まえ、認可基準その他関係法令に適合した保育所について迅速かつ的確な認可事務がなされるよう引き続き努められたい。

なお、平成１４年度より、一定水準の質のサービスを提供する認可外保育施設の認可化に当たり、必要な準備経費を助成することとしたところである。

[関係通知]

・　保育所の設置認可等について（平成１２年３月３０日児発第２９５号）

・　小規模保育所の設置認可等について（平成１２年３月３０日児発第２９６号）

・　不動産の貸与を受けて設置する保育所の認可について（平成１２年３月３０日児発第２９７号）

・　夜間保育所の設置認可等について（平成１２年３月３０日児発第２９８号）

・　特別保育事業の実施について（平成１２年３月２９日児発第２４７号）の別添１２「認可化移行促進事業実施要綱」

2　保育所分園について

平成１０年度に保育所分園制度が創設され、地方公共団体において取組みが進んできた結果、平成１４年３月までに１１１カ所設置されたところである。

平成１２年度に分園設置特例保育単価が設定され、更に平成１３年度に「保育所分園推進事業」が創設され、開設時の初度設備費、各種運営経費について助成されることとなっている。

また、平成１４年度より、保育所分園の定員規制及び保育所分園数の規制を緩和したところである。引き続きこれらを活用した分園の設置促進に努められたい。

[関係通知]

- 保育所分園の設置運営について(平成１０年４月９日児発第３０２号)
- 特別保育事業の実施について(平成１２年３月２９日児発第２４７号)別添５「保育所地域活動推進事業実施要綱（保育所分園推進事業)」
- 分園を設置した保育所に係る保育単価について（平成１２年６月８日児発第５８２号の５ ）

3　入所の円滑化及び各種特別保育事業等の実施について

乳児の待機が多い地域においては、乳児室及びほふく室の面積要件についてかつての乳児保育指定保育所に係る面積基準(5 ㎡)を緩和しているところである。引き続き保育所内の余裕室や子育て支援相談室における余裕スペース等がないか点検の上、これらの活用により、待機児童の解消を図られたい。

また、平成１４年７月からは、保育士定数に占める短時間勤務の保育士の割合に係る規制緩和を行ったところである。

「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成 13 年 7 月 6 日閣議決定）にも触れられているように、特に公立保育所において、延長保育、一時保育、休日保育等の実施を進める他、待機の状況等がある場合に定員の弾力化による対応も行う必要がある。

なお、平成１４年度から、特別保育事業のうち家庭的保育事業に関し、家庭的保育を行う者が保育する児童の人数について、補助者を設置する場合は５人までの受入れを可能とする等の措置を講じたところである。

[関係通知]

- 保育所への入所の円滑化について(平成１０年２月１３日児保第３号)
- 保育所における短時間勤務の保育士の導入について（平成１０年２月１８日児発第８５号)
- 保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について（平成１０年４月９日児発第３０５号)
- 待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について（平成１３年３月３０日雇児保第１１号)」
- 特別保育事業の実施について(平成１２年３月２９日児発第２４７号)別添１１「家庭的保育等事業実施要綱」

4　地域資源の活用について

地域の実情に応じ各種保育サービス提供に向けた取組みを容易に行うことができるよう、平成１４年度より、駅前等利便性の高い場所に設置した送迎保育ステーションにおいて、郊外等の保育所への送迎及びそれに伴う保育を

実施することにより、待機児童の解消を図ることを目的とする送迎保育ステーション試行事業を創設するとともに、駅前等の利便性の高い場所における保育サービス提供施設の設置に必要な準備経費等を助成することにより、広く住民が利用しやすい保育サービス提供施設の設置を促進することを目的とする駅前保育サービス提供施設等設置促進事業を創設したところである。

また、「商店街の空き店舗を活用した保育サービス等提供施設の設置促進に関する指針」により、待機児童の解消を図ることを目的として商店街の空き店舗に保育施設等を誘致することについて、厚生労働省と中小企業庁が共同して支援することとしたところである。各地方公共団体においては、これらを積極的に活用することとされたい。

[関係通知]

- 特別保育事業の実施について(平成１２年３月２９日児発第２４７号)別添９「送迎保育ステーション試行事業実施要綱」及び別添１０「駅前保育サービス提供施設等設置促進事業実施要綱」
- 商店街の空き店舗を活用した保育サービス等提供施設の設置促進に関する指針（平成１４年４月１日）

5　余裕教室の活用について

平成１３年度において、公立学校の余裕教室を活用した保育所分園は１３カ所となっており、既存の社会資源の有効活用が重要な課題となっているところである。社会福祉施設等施設・設備整備費における「余裕教室活用促進事業」により、施設整備費（３０００万円を上限とする定額補助)、設備整備費（６５０万円を上限とする定額補助）が国から定額補助されるが、加えて、国庫補助により整備された建物を普通財産に転換して貸与しようとする場合には財産処分手続が必要であるが、社会福祉施設の転用等に関し、平成１１年度よりその事務手続は簡素化されているところである。

また、平成１５年度においては、公立学校の余裕教室等を保育所に転用する場合と同様に、廃止される公立学校の建物を保育所に転用する場合も補助対象とするよう概算要求しているところである。

引き続き市町村においては、市町村教育委員会と連携を図った上、余裕教室を活用した保育所設置に積極的に取り組まれたい。

[関係通知]

- 余裕教室を活用した社会福祉施設への改善整備の促進について(平成１１年３月２３日社援第７０９号)

6　公設民営について

民間活力を活用した保育サービス提供が課題となっており、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成１３年法律第１３５号）により追加された児童福祉法第５６条の７により、保育の実施への需要が増大している市町村に対し、公有財産の貸付けその他の措置により保育所の設置を促進し、保育の実施に係る供給を効率的、計画的に増大させるものとされたところである。これを受け、「公有施設等を活用した保育所設置に係る資料集」及び「公有施設等を活用した保育所設置事例集」を作成しており、各地方公共団体においては、これらを活用されたい。

また、平成１３年度においては、公立保育所の運営業務を民間委託する場合に加えて、地方公共団体の所有する普通財産である建物を保育所として整備して社会福祉法人等に貸与する場合についても施設整備費の補助対象とするとともに地方債の起債の対象としたところである。

なお、平成１３年度中に公立保育所の運営業務を民間へ委託した事例は１１件、国庫補助により設置された公立保育所に係る建物を民間へ貸与した事例が２１件、譲渡した事例が１８件あったところである。

[関係通知]

- 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担（補助）について(平成３年１１月２５日社第４０９号)
- 社会福祉施設に係る用地の取得・貸付等に係る地方債措置について（平成１４年４月１９日総財調第１５号、総財地第１３５号（総務省））
- 地方公共団体が設置する保育所に係る委託について（平成１３年３月３０日雇児保第１０号)

7　保育所整備計画の策定等

待機児童のいる地方公共団体においては、待機児童の解消に資するため、保育所の整備計画、待機児童解消に向けた計画の策定及び見直しを行うに際し、潜在を含めた待機児童の解消に向けた計画の策定、見直しとなるように努められたい。

また、規制改革推進３か年計画（改定）（平成１４年３月２９日閣議決定）においては、保育サービスの増加を抑制している要因として、地方公共団体における国の設置基準以上の基準の導入及び補助のかさ上げを挙げ、保育環境の質を下げることがあってはならないが、地方公共団体が合理的でない基準の上乗せ及び補助のかさ上げをしないようにすることが望ましいとしている。

待機児童のいる地方公共団体においては、この点に留意しつつ保育施策を点検の上、待機児童の解消を図られたい。

参考資料１　規制改革推進３か年計画（改定）
　　　　　　平成１４年３月２９日　閣議決定
参考資料２　平成１５年度保育対策関係予算概算要求の概要
参考資料３　ベビーホテル等の問題に対応する１５年度予算概算要求の概要